

2021(令和3)年1月12日

ほごしや
保護者のみなさま

おおさかしきょういくいいんかい
大阪市教育委員会
おおさかしりつながはししょうがっこう
大阪市立長橋小学校
こうちゅう はらだ てつじ
校長 原田 哲次

ひとりいちだいがくしゅうしやようたんまつとう たいよ かかわ てつづ ねが 1人1台学習者用端末等の貸与に係る手続きのお願い

へいそ ほんし ほんこう きょういくかつどう きょうりょく
平素より、本市ならびに本校の教育活動にご協力をいただき、ありがとうございます。

ほんし こうかてき かつよう きょういく
本市におきましても、ICTを効果的に活用した教育を推進するため、この度、1人1
だいがくしゅうしやようたんまつとう せいび
台学習者用端末等を整備いたしました。

がくしゅうしやようたんまつ じどう そつぎょう かつよう がつ
この学習者用端末はすべての児童が卒業するまで活用いただくこととしており、学
こうない かていとう ものかえ がくしゅう かつよう かのう
校内のほか、家庭等においても持ち帰り学習として活用いただくことを可能としており
ますが、本市の備品であることから、貸与の手続きが必要となります。

てすう がくしゅうしやようたんまつとう しょうじょうけん がくしゅうしやようたんまつとうかしつけようこう
つきましては、お手数ですが、「学習者用端末等使用条件」「学習者用端末等貸付要綱」
かくにん うえ がくしゅうしやようたんまつとうかしつけいらいしょ ひつようじこう きにゅう しょめい うえ
をご確認の上、「学習者用端末等貸付依頼書」に必要事項をご記入・ご署名の上、202
れいわ ねん がつ にち きん がつきゅうたんなん がくしゅうしやようたんまつとうかしつけいらいしょ
1(令和3)年1月15日(金)までに、学級担任へ「学習者用端末等貸付依頼書」を
ていしゅつ ねが 提出いただきますよう、お願いいいたします。

※「学習者用端末等貸付依頼書」の記入方法について

- 「1」貸付物品の欄の「・学習者用端末のみ(付属品を含む。)」「・学習者用端末及びモバイルルータ(付属品を含む。)」いずれか1つを○で囲んでください。

かんきょう せいび カテイ
インターネット環境が整備されているご家庭につきましては、

がくしゅうしやようたんまつ ふぞくひん ふく 「・学習者用端末のみ(付属品を含む。)」に○を、

かんきょう せいび カテイ
インターネット環境が整備されていないご家庭につきましては、

がくしゅうしやようたんまつおよ ふぞくひん ふく 「・学習者用端末及びモバイルルータ(付属品を含む。)」を○

で囲んでください。

- 右上部の「保護者名」欄に自署してください。